

平成24年度 第4回公益事業振興補助事業審査・評価委員会

議事概要

1. 開催日時：平成24年7月20日（金） 午後3時00分～午後5時00分
2. 開催場所：財団法人JKA 4A・B会議室
3. 議題
 - (1) 平成25年度補助方針（案）について
 - (2) その他
4. 平成23年度補助事業プレゼンテーション
 - (1) NPO法人 こころの応援団
 - (2) 公益財団法人 がん研究会
5. 報告事項
 - (1) 東日本大震災復興支援事業（公益）の状況について
 - (2) その他

<資料>

資料1：平成25年度補助方針（案）

資料2：平成25年度 補助事業方針の見直しについて（概要）

資料3：平成25年度 補助事業の補助方針 新旧対照表（案）

参考資料1：平成24年度 審査・評価委員会スケジュール（案）

参考資料2：平成24年度 東日本大震災復興支援補助（第2次）の審査結果について

別冊資料 平成23年度 補助事業プレゼンテーション関連資料

6. 出席者
小松隆二委員（委員長）、栃本一三郎委員（委員長代理）
大江守之委員、大島巖委員、川戸恵子委員、早野透委員、
原田宗彦委員、村林裕委員、山岸秀雄委員
[JKA] 石黒会長、笹部理事、坂井部長、浅倉次長

7. 委員会の定足数の確認（事務局坂井）

はじめに、本委員会の開催にあたりまして定足数の確認をいたします。「補助事業審査・評価委員会規程」第7条第1項の規定に基づき、只今、委員総数14名中7名のご出席をいただいておりますので、当委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

8. 事務局笹部挨拶

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。
審査・評価委員会につきましては、前回6月4日でしたが、その間、震災復興支援補助事業のご審議もしていただき、また今回に関しては、事前に資料をお送りして、お手数をおかけしております。23年度の抜本改正から早や2年が経ちました。「平成25年度補助方針（案）について」については、昨日、「機械工業振興」の審議において一部修正事項がございましたので、その一部修正部分に関し、後程ご説明の中でご案内を差し上げたいと思っております。

平成23年度からの補助事業の見直しということでは、抜本改正以降、24年度、今回で3度目の策定となります。すでに23年度の抜本改正後ですので、現在、大きな変更の必要性は生じていないと認識しておりますが、一方で、今までの委員会のご意見から、JKAの独自性、補助事業の特徴をもう少し反映すべきじゃないかのご指摘がございました。今回の主な改正点は、それらを主眼とした改正になっております。従いまして、前回のご意見を踏まえた内容で本日お諮りいたしますので、ご審議のほど、よろしく願い申しまして、私からの挨拶とさせていただきます。

9. 議事

(1) 委員長挨拶

お忙しい中ご参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただ今から「平成24年度 第4回公益事業振興補助事業審査・評価委員会」を開催いたします。議事の振興には格別のご協力を賜りたく存じます。

最初に、今回の委員会を開催するにあたり、原則公開となっております。および、各委員に配布した資料は、傍聴席の皆様にも配布していることをご報告いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の議事進行の説明と配布資料の確認を事務局よりお願いします。

(2) 本日の議事進行についての説明（事務局坂井）

先ず議題（1）平成25年度補助方針（案）について、ご審議いただきます。その後、平成23年度 補助事業につきまして、プレゼンテーションを行っていただく予定でございます。残りの時間で報告事項などについて説明させていただきたいと、

このように考えております。

進行については、以上でございます。

引続き、お手元の資料のご説明をさせていただきます。

(3) 配布資料の確認（事務局坂井）

続きまして資料のご説明です。お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

資料1：補助方針（案）でございます。それから、

資料2：平成25年度 補助事業方針の見直しについて（概要）でございます。

それから続きまして

資料3：平成25年度 補助事業の補助方針 新旧対照表（案）となっております。

また、併せまして

参考資料1：平成24年度 審査・評価委員会スケジュール（案）、

参考資料2：平成24年度東日本大震災復興支援補助（第2次）の審査結果について資料を付けさせていただきます。

また、これらの資料とは別に補助事業プレゼンテーションの資料を置かせていただいております。

以上の資料につきまして、何か過不足等はございますか。よろしいでしょうか。以上でございます。

(4) 審議

議題（1）平成25年度補助方針（案）について

委員長：ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。議題（1）は、「平成25年度 補助方針（案）について」、まず、事務局からご説明をお願いします。

事務局浅倉から、資料1～3に基づき、説明した後、質疑応答に入った。

委員長：ありがとうございました。広い範囲にわたる条項、条文でしたが、ただ今の説明を踏まえまして、何か、ご意見、ご質問がありましたら、承ります。

a 委員：1ページですが、「平成25年度機械工業振興補助事業及び体育事業～」とありますが、これまで全て『体育・スポーツ事業』に替えましたが、今、体育という概念は、スポーツの中の1教育領域に過ぎないので、スポーツ基本法の中でも、スポーツという中で括っておりますので、今後、スポーツという言葉に重点を置いていただけたらと思います。

事務局笹部：公示につきましては、自転車競技法・小型自動車競走法の1号交付金、2号交付金の条文そのものを使っています。補助の対象となる事業部分について

は、前回ご指摘がありましたので、「体育・スポーツ」に改めた経緯でしたが、公示につきましては、条文とセット関係ですので、ご理解を得られればと考えております。

委員長：ゆっくり確認いただいて、ご意見をいただきたいと思います。

事務局笹部：確認のご提案ですが、昨日の機械の委員会では、資料3をもとに新旧比べながら、1ページずつ確認されていく流れでした。いかがでしょうか。

委員長：その方が、いいのではないのでしょうか。それで、願いたします。

それでは2ページ目。いかがでしょうか。

b 委員：過去の経緯がわからないのですが、2ページの「補助事業の基本方針」という文言は、毎年、見直している文章ですか。

特に、今回「チャレンジ」「チェンジ」という言葉が入っていますね。あえて、この言葉を25年度の基本方針に入れたということは、相当、今年度は、ある種の強い主張があるように思われますがどうなのでしょう。基本的な大枠があって、多少のマイナーチェンジをしながら、やっている部分なのかどうなのでしょう。

事務局笹部：この方針は毎年変えるべきものではないものと思います。

23年度に抜本改正後、23年、24年の個別審査の中で、委員の方に、いろいろな補助事業の要望書を見ていただいたところです。その中で、補助要望サイドの理念ですとか、新規性や事業の特徴などについて、どうも要望書面から垣間見えてこないご指摘がございました。また、折角良い事業をやっておられるにも拘わらず、残念なことに内容が見えてこない。そうしたことを踏まえ、その要望される事業者に対する意識・動機付けを、この言葉によって改めて強調したものです。特に、継続事業者の中には、課題解決に向け取り組むための現状認識や客観的な状況を書面から読み取れない・感じられないという意見が多数ありました。これを読んだ補助事業サイドは、「チャレンジ」「チェンジ」というキーワードをどう描き、ストロングポイントを書いていただけるものかと考えます。

b 委員：「チャレンジ」「チェンジ」という2つのキーワードは、何らかの合意の上でできた言葉とあっていいのでしょうか。

事務局笹部：合意というより、従来から補助事業の対象は、新規性という事業や世の中の動きを変えてみたいというチャレンジ性ある事業を重視してきております。社会的課題を解決していきたいという強い思いや取り組む事業者をJKAの補助としては応援していきたいとの標榜でもあります。

委員長：これまでも委員会で何度かこの問題がでました。言葉としては、確認しておりませんが、「チャレンジ」とか「チェンジ」という言葉、どうも採択率が高い継続事業だと、マンネリ的なものが目立つ。毎年、オリジナルなもの、自分たちにしかできないもの、そういう意気込みが欲しいと確認され

てきておりまして、それがここに出ていると思っています。

c 委員：前回の委員会で私も発言した「チャレンジ」と「チェンジ」、むしろ「イノベーション」の方が良いのではないかと発言したのですが、通常だと新規性であるとか、毎年の継続事業でも、先ほど委員長が話されたように、補助金がつくのは当然であると思われては困るということ。一見毎年同じような事業が行われたとしても、毎回は新しくリニューアルするような形で、新しいものを打ち出して欲しい、と言うようなことも委員長が言われました。従って前文のところにこのキーワードとして、出した方がいいだろうと。JKA の補助事業の場合は、かなり定着している。常に新しいものを付け加えるとか、新しい企画を入れ要望企画書を出して欲しい、そういう議論を踏まえて、入れたということです。

委員長：3 から 5 ページはいかがでしょうか。上限に関連して 6 ページ目もありますけれども。

d 委員：上限がなかったということはどういうことですか。

事務局浅倉：一つは建築関係と違って、事業費については数十万円のものから数千万円のものまで、かなり金額に幅があるので従来は設定しておりませんでした。しかし、財源も限られているということもありますので、改革した過去 2 年間の内定状況を踏まえて、3 年目の見直しということで上限金額を設定しました。

委員長：他にございますか。では 7 から 8 ページはいかがですか。

b 委員：先日評価をしたときに悩ましい点だなと思ったのは、大学から出てくる申請というのが、補助対象の組織とか実態として、どこまで継続してこの活動ができるのだろうかという点で疑問に感じたのですが。

委員長：大学は大変特殊なのですね。NPO とか公益法人ですと、組織として申請して活動するのに対して、大学は、学部、学科としての申請ではなく、研究グループでやりますから。ただし、この震災に関しては、大学は割合、すぐ対応が可能なので補助対象に入れたという経緯があります。

b 委員：ここ（8 ページ）は震災復興に限定した表現ですね。

事務局浅倉：この復興支援補助を行うにあたっては、法人だけではなくて、大学の場合であれば、研究者単位でも要望を可能にしました。前年度から機械振興の方で研究補助というのを始めておりまして、一般的に研究助成は、研究者単位ですので、公益でもそういった対応ができないかというようなご指摘がありまして、こういった緊急支援、震災復興に対する部分については、先ほど委員長がおっしゃったように大学の機動性や各大学が震災復興に取り組んでいる実態があるので、対象としてはどうかということでございます。

c 委員：もともと機械に研究補助がある関係で大学を対象に入れた経緯があったのと、3.11 以降、被災地に隣接する大学が拠点になってネットワークを作るとか、

大学の持つネットワークとつなぎ合わせるなど、NPO の単体だと難しいことから、積極的に入れたと思います。

委員長：この補助の対象者、非常に重要な問題なのですが、これに関連して他にいかがでしょうか。

e 委員：8 ページの「その他公共的な法人」が「商工会及び商工会議所」となったのは、どういうことですか。

事務局浅倉：「その他公共的な法人」を入れて、例えば復興支援補助などで、幅広くどういった法人が要望してくるかなど、状況を見てきた結果、地域振興を担っているという部分もあると思うのですが、商工会からの要望というのがありましたので、新たに具体的に明記することにしました。

e 委員：それで2つに絞ったのはわかりますが、ハードルが高いという声もあったものですから、2つだけに絞ってしまうのはいかがなのかなと思ってしまいますが。

事務局浅倉：特定非営利活動法人(NPO 法人)など従来のシェアは小さかったのですけれども、今回の復興支援補助でかなり要望の実績が出てきましたから、むしろこういうところを増やしていくということで、従来にない活動に幅広く対応できるのかなと考えております。

f 委員：法人ということなので、ネットワーク型の組織とか協議会は申請主体になれないと思うのですが、実質的にネットワーク型の組織がやるとして、受け皿としてその中のNPO 法人が申請するというのは有り得るのでしょうか。

事務局浅倉：ただ単に法人格がないと申請できないから、そこを通じてやるけれど、その申請窓口になった法人は主体的にその事業には関わっていない、ということでは困りますので、やはり、そこは協議会の中で法人格を持たない数団体の取りまとめ役として、主体的にそのNPO 法人が事業をやるということであれば、あり得るかなと思います。

委員長：他にありますか。それでは9 ページに行きますと、経費の問題、あるいは受付期間の問題ですね。この辺に何かご意見がございましょうか。

c 委員：9 ページの「補助の対象外となる者」というのがあって、前々から特例民法法人に於いては、内部留保率が30%を超えている場合は、補助の対象外というのは、これはいつからそういう規定になったのですか。

事務局笹部：23 年度からです。

c 委員：ちなみに平成25 年度はこれでいいのですが、平成23 年度の見直しでは特例民法法人に限ったわけですね。今後は、その他の法人についても、税制上、優遇措置を受けていたりして、かなりのものが蓄積されている法人については自己資金で十分実施できる場所もあると思います。やはり、その部分も審査項目にする必要があるのではと感じました。

委員長：それでは16 ページ以降、具体的な事業の中身等が出てきますが、これまでと

比べてかなり具体的に例示されております。国際交流を始め、従来は説明がなかったものに、説明が入っておりますが。

f 委員：16 ページの文教・社会環境の中で、地域社会の中で安全・安心に資する事業ということが明記されて、具体的に、警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動等が加わったのですが、これまでも補助申請が出てきていて、位置づけがうまくいかないという感じがややあったところを、明確にここに位置づけてそうした申請に関しては、積極的に認めていこうという姿勢を出したという理解でよろしいでしょうか。

事務局浅倉：積極的に認める方向というよりは、もう少し分かり易く、明確にした上で、補助方針に沿った内容のもので適切であると認めたものについては補助するということです。

委員長：他にいかがでしょうか。18 ページに行くと児童とかも前文がなかったものが入っています。

a 委員：最初の補助方針の中で、先駆性とか、社会課題解決性とかが強調され、一般事業の中で、体育・スポーツだとスポーツ基本法の理念にも則っているということで、かなり項目が明確になりました。ということは、今後評価基準の中で、ウエイトが変わってくるとか、書きぶりをかなり去年と変えてもらわないと、評価の対象にさえもならない、ということよろしいのでしょうか。それと評価する側も覚悟を決めてこれを認めないといけないなという気がしていますが、評価基準に関してもこのぐらい詳細な評価基準が出てくるという理解でよろしいでしょうか。

事務局浅倉：個別審査の審査・評価の基準については、今回は、補助方針上変化はございません。23 年度は改革初年度で、その結果を踏まえて、昨年、かなり更に細分化した評価基準を作りましたので、先ずそれでやってみてどうかということを考えています。もし見直すならば共通の評価基準ではとらえ切れないようなポイントを事業ごとの特性に応じて、設定しなければいけないと思います。基本的なものに関しては、前年度の評価基準でやることになると考えております。

a 委員：そうすると公募条件を出すときに、こういうところをかなり強調しておかないと、混乱が起きますよね。

事務局笹部：一般事業で多く見受けられるのが、ご承知の通り特にスポーツ競技系のイベント開催事業なのですが、そうすると補助事業の目的とか、動員が何千人だとか、23 年度を評価するにあたって、ただ、少な目に見積もって 300% 達成と、高めに設定すれば、達しないと、ただ数だけの話に陥りやすい。また、補助事業の要望の中身もはっきり申しますと、イベント系の色彩が強い経費が大半でありまして、先ほど申し上げました通り、継続は力で結構なのですが、果たしてずっとそれをやり続けることがあまりにも補助金依存体質にな

ってしまう。地域との関係など波及効果を高めていくなど、もう少しそういう部分にも力を入れてもらうことが肝要。それが昨年のスポーツ基本法の理念でも期待されており、その事業の社会貢献活動の寄与・効果を入れていただくことも肝要。ただ開催回数を重ねていくだけでは、補助事業の意義が見いだせなくなるのでは。

c 委員：16 ページのところの下の方の赤い①～⑥までの部分で、24 年度のものとは対照してみると、従来は、いわゆる犯罪被害者に対する支援活動というのがあった。今回の 25 年度については、④の「警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動」とありますが、従前のコンセプトを変えたのですか。犯罪被害者の関係はどこで読むのですか。

委員長：前の④は、不登校と犯罪被害者が一緒になるのはおかしいということで分けたのですよね。

事務局笹部：犯罪被害者に対する支援等の諸活動に対しては、地域社会の安全という幅広い概念の枠組みの⑥に置きました。

委員長：何か他にございますか。

f 委員：継続事業の場合、審査上の判断については、要望する内容に必ずしも「チャレンジ」「チェンジ」という方向性が出ていなくても補助していく理解でよろしいのですか。

事務局笹部：継続事業の 23 年度及び 24 年度の事業審査において、委員所見をいただいております。特に 24 年度の継続事業のうち、補助内容に関する改善・検討すべき事項として所見を交付条件として別紙に添付しました。補助事業者サイドがこれをどう付渡し、次回要望する際に計画内容にどう取り組み、目標設定をどう考慮し要望書面として書かれてくるのか。一方で、継続事業のマンネリからの脱却の観点からも、何らかの「チャレンジ」「チェンジ」という視点、方向性が必要な場合もあり、当然、審査ポイントになる場合もあるのではないかと。

委員長：それでは、ただ今のいろいろな議論を踏まえまして、当委員会として、「平成 25 年度の補助方針（案）」の公益事業振興補助事業の該当部分について、承認するというところで、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは本委員会として決定することとし、「補助事業・評価委員会規程」第 15 条の規定に基づき、この審議結果を会長に報告することになっておりますが、本日は石黒会長がご出席されておりますので、ここで、報告に代えさせていただきます。石黒会長、ご挨拶をお願いいたします。

石黒会長：たいへん熱心なご討議をいただきまして、誠にありがとうございます。毎年我々としては、すこしでも利用者数を増やす目的で、あるいは中身の濃いかたちで補助方針を改定しておりますが、今後も充実した補助事業を行って

くためには先生方のご経験と知見はぜひ必要でございますので、これからも
よろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございました。それでは今後の手続きについて事務局より説明を
お願いします。

事務局坂井：ご審議ありがとうございました。昨日、同様のかたちで平成24年度機械工業
振興補助事業審査・評価委員会が開催されておりまして、当該委員会におき
ましても「平成25年度補助方針」をご審議いただいておりますが、先ほどご
紹介しました部分についても、現在、機械の方で一部修正が入っており調整
中でありまして、こちらの方が了承を得られた後、本財団理事会の議を経
て、8月15日公示ということで、所要の調整、手続きに入りたいと思います。
ご審議ありがとうございました。

10. プレゼンテーション

委員長：それでは「平成23年度補助事業プレゼンテーション」に入らせていただきま
す。2つの団体、お待たせいたしました。事務局から説明等をお願いします。

事務局木村：JKA 補助事業評価室の木村と申します。よろしく願いいたします。これか
ら平成23年度補助事業の紹介、また、事業成果のプレゼンテーションを行
っていただきます。本日は、震災復興支援補助事業から「NPO法人こころ
の応援団様」それから難病研究の機器整備補助事業の「がん研究会様」にお
越しいただいておりますので、プレゼンテーションを実施していただきます。
それではさっそく、プレゼンテーションを「NPO法人こころの応援団様」
よろしく願いいたします。

(1) NPO 法人 こころの応援団

事務局 高桑 春雄氏

補助事業名

～被災者支援拠点づくり活動補助事業～

高桑氏：ただ今ご紹介にあずかりました「NPO 法人 こころの応援団」事務局を担当
しております高桑と申します。よろしく願いいたします。本日は、本来であ
りましたら会長の千代田すみ子が来るべきところですが、非常に多忙を極めて
おりまして、私が代わりに参りましたので、よろしく願いいたします。

私ども、「こころの応援団」は、名前のごとく応援団ということで、群馬県
の北部の地域でございますが、精神福祉ボランティアを中心に活動しておりま
して、今日は私が参っておりますが、私どもの団体は95%が女性でございます。
精神福祉ボランティアがなぜ震災支援を行っているかと申しますと、新潟の中

越地震から私ども、対応いたしまして、心のケアを目的とした活動を行っております。今回、たまたま群馬県には、震災による福島原発の事故で避難されている方が多数おまして、私ども活動している群馬県の北部には、スキー場ですとか、多数の温泉旅館、民宿があります。そこへ、たくさんの方々が避難されております。その対応をしたのがきっかけで、今回の活動というかたちになりました。

活動内容をご紹介します。JKA様の方から助成をいただきまして、昨年、9月以降、群馬県片品村、尾瀬のふもとなのですが、約800名の方が避難されておられます。その方たちを対象にサロン活動を行いました。いわゆるお茶飲み会を開催しながら、いろいろ話を聞こうということから始まっております。片品村で、避難されている方の話を聞いています。片品村というのは山奥でございまして、一番病院や施設が多いのは沼田市で、そちらに行くのに車で40分ぐらいかかる地域です。ですから何か買い物をするとか、何をするでも沼田市に行かなければならない。非常に不便なところなんです。そのために、JKA様からの支援をいただきながら、こういった送迎バスを用意し、沼田市で開催するサロン活動に送迎するといったことを展開して参りました。

これが送迎バスです。人によっては病院に行くために乗っていらっしゃる方、サロンに向かう方、帰りには買い物をして帰られる方も多くいらっしゃいました。

こういったお茶飲み会、楽しい後に大概、ちょっと話があるのだけどと、かなりシリアスな話があったりします。それを聞く、手前が会長の千代田でございます。

これも東吾妻町、群馬県北部地域の西の方ですが、東吾妻町にも避難所がございまして、そちらに避難される方が対象のサロン風景でございます。サロンが終わった後で、みんなで写真を撮ることがあります。

これは谷川岳の天神平のロッジを貸切りまして、コンサートを開催しているシーンです。これはコンサートに聞き入る参加者の皆さんですけれども、JKAさんに黄色の手ぬぐいを提供いただきまして、この方々にロープウェイに乗るときに、持っていただきまして、切符代わりに使わせていただきました。これは尾瀬の紅葉を見に行きましょうということで、大型バスをチャーターして皆さん方をお連れした経緯がございます。これも記念写真です。

ここまでは、和気あいあいとした楽しい雰囲気があるのですが、昨年11月に避難されている方で、どうしても南相馬がどうなっているか見てみたいということで、南相馬の海岸を写した写真でございます。皆さん震災以降、すぐにバスに乗れと言う命令のもとに、群馬県に連れてこられたわけですから、津波の被害の場所というのは全く見ていなかったですね。南相馬に来てもずっと長い時間見入っていらっしゃいました。

ちょうどその頃南相馬の市内に、仮設住宅が多数立ち上がってきまして、皆さんここに入るのだな、ということでじっくり見て回ったり、群馬に残っていらっしゃる方のためにたくさん写真を撮ったりして、群馬に持ち帰っていました。

その写真を、南相馬がどういう状態か、皆さん食い入るようにみていらっしゃいました。10月下旬ですが、避難所が閉鎖するという紙一枚のお知らせがございます。これから皆さん、どっかへ行ってくださいという、また、こちらでも仮設住宅ができたので、こちらに移ってくださいという内容です。

避難所の退所式です。7か月ぐらい暮らしたホテルだったものですから、ホテルのスタッフの方も皆さん涙なみだで、お別れが続いておりました。

一端、退所式が終わって、翌日、仮設に入ったのですが、入ってみると、行政からたくさんの書類があつて、見てもよくわからない書類がたくさんありました。これはなんだろうと、半日以上、仮設に入って部屋の整理をする間もなく、書類の書き方講習会です。

これは南相馬市の仮設住宅の集会場。仮設住宅には、必ず集会場がございます。それを借りて、お茶飲み会をやって、話を聞くなどやっています。

前回の写真ですと何もなかったのですが、1か月もすると、非常に大きな団体さんから、いろんな物資が届きます。テーブルやテレビなど至れり尽くせりの物資で狭くなってしまいます。

今まで団体で避難して非常に広い範囲で仮設に入って点在して住まわれることとなります。そうするとそこから孤立とか、いろいろ起きてきますので、我々数少ない仮設の場合はこういった個人のお宅に上がり込んでお茶飲み会をやって、いろんな話を聞いています。

群馬県の方にはまだたくさん避難された方が残っておりまして、そういった方々を対象に料理教室を兼ねたサロン等いろいろ実施しています。昨年の暮れになりますと群馬県ですから雪が降りますので、群馬県に残った方々への対応ということで、送迎サービスを実施。ほとんどのリクエストが病院へ行きたいというリクエストが多かったです。

それから、雪が少ない福島の方から、雪の上を歩いてみたいというリクエストがありましたので、スノーシューを履いて簡単な雪山散歩を開催しました。

これは今年3月に7か月間過ごした群馬のホテルに里帰りをしたときの写真です。南相馬の仮設に帰った方々に何をしたいですかというリクエストを聞いたところ、群馬で避難していたところに帰りたいということでした。

これが今の私どもが対応している南相馬市小高地域の方々の置かれている状況です。5月の20日に、今までは入れなかった所に入れるようになりました。入れるようになったのですが、こんな状況で、3.11 から全く時間が止まっています。よくテレビで高齢者は早く帰りたいと、若い人たちは帰りたくないと報

道されていますが、高齢者の方々も帰りたくないという意見を多く聞きました。帰っても若い人は帰ってこないし、高齢者ばかりで帰っても、どうにもならない、早いところ、どこか国が決めてくれと。たぶん、大勢の方の本音だと私も考えております。

私ども「こころの応援団」ということで、群馬県の委託を受けまして、自殺予防ということでやっております。その中で福島県の原子力発電所の事故が直接的な原因で自殺をされた方がもうすでにこれだけいます。

JKAさんの報告書の中に、自己評価という項目がありまして、どう書こうか悩みまして、私どもの活動で自己評価はあまりできないのですが、一つだけ評価できることと言えば、私どもが今まで対応してきた群馬県に避難されていた900名の方の中の600名ぐらい対応をしていますけれども、その中で一人も自殺をされた方は一人もいない、これが自己評価かなと思います。

あと、最近非常に仮設住宅の方々にリクエストが多いのは、仮設住宅の中でたくさん自治会ができています。自治会でいろんなことをしたいのだけど、先立つものがないので、自治会に簡単に補助してくれるところはないのかね、という相談を受けることが多くなっています。

震災から早や1年と半年が過ぎています。そろそろ支援そのものも与えるだけでなく、地元の皆さん達が何かできるような支援というものがあればと思います。

[NPO 法人 こころの応援団のプレゼンテーションに対して、委員との間で以下の質疑がなされた。]

(「こころの応援団」が行った補助事業について)

高桑氏：申請上はサロンの開催ということになっております。

サロンは、いわゆるお茶飲み会で、我々の女性スタッフが、いらした方とお茶を飲んで、いろいろ気軽におしゃべりをしてストレスを発散していただくというものです。

(自殺防止の具体的な活動について)

高桑氏：電話相談ですとか、話を聞いてほしいという電話相談が多いですね。

相談というよりも話を聞いて差し上げるということですね。

(JKA補助事業の「こころの応援団」の事業全体の割合について)

高桑氏：震災に関して約40%ぐらいです。

(他の助成団体からの助成について)

高桑氏：他に助成を受けているのは、気仙沼に関しては「赤い羽根」募金からです。

(事業実施について)

高桑氏：たまたま南相馬の福島県の方々への対応というのはすべてJKAさんの補助で対応していただいて。でも本当の目的は群馬県北部の中心地の沼田市でサロン会場を提供するというのを最初の申請でしていたのですけれども、時間が経つにつれ、各避難所が解散するということになったりして、群馬県内に点在することになって非常に難しくなったものですから、急遽変更していただきまして、私どもが出かけて行ってサロンを開催するかたちになりました。

[NPO 法人 こころの応援団のプレゼンテーション終了]

事務局木村：それでは公益財団法人「がん研究会」様のプレゼンテーションをよろしくお願いたします。

(2) 公益財団法人 がん研究会

がん研究所 副所長 中村卓郎氏

補助事業名

～難病に関する研究機器の整備補助事業～

中村氏：ご紹介いただきましたがん研究所の中村と申します。本日はJKAの補助事業で難病の克服のための機器整備補助事業をご説明したいと思います。

がんは、1981年以來日本人の死因の第一位の疾患です。予想では2025年にはがんは日本人の死因の50%を占めると推測されています。がんの罹患生涯リスクは50%弱でありまして、高齢化社会の進行に伴い益々増えるものと思われまます。また、少数ではありますが、働き盛りの方や子どもさんのがんの治療についても重要な問題となっております。その一方で、がんの治療費は年間約3兆円で、日本の総医療費の約10%を占めております。しかもその大部分を輸入に頼っています。これは医薬品輸出入金額の年次推移の表ですが、輸入超過の状態がずっと続いており、しかもその傾向はますます増加していると。特に、最近開発される効果の目覚ましい治療薬は、非常に高価で、その大部分は日本発ではなくて、海外からの輸入です。したがって、日本でも優れたがんの治療薬を開発して治療に役立てることは、我々ががん研究者の責務だと考えております。

がん研究所は、1934年に開設された日本で一番古いがん専門の研究機関です。開設以来、隣にあります附属病院（現在のがん研有明病院）と一体となって体

系的ながんの研究を行っております。これまでに、インターフェロン遺伝子のクローニングやヒト白血病ウイルスHTLV-1の単離などを初めとする世界的な研究成果を挙げる一方で、これまでに多くのがん研究者の人材を育成しております。現在も引き続き、がんを対象として体系的、かつ継続的に基礎研究を推進し、高い研究レベルを維持して、多くの成果を挙げるよう努力を続けております。

また、隣接するがん研有明病院は、国内最大規模の先進的がん治療機関で、手術は年間7,000例を数えております。また、放射線治療、化学療法のいずれにおいても国内最大規模のがん治療が行われております。尚、昨年4月1日からは公益財団法人がん研究会に移行しております。

がん克服の必要性、常に新しい基礎的ながん研究の必要性、基礎と臨床研究者が一体となった研究推進体制、特に臨床と基礎の臨床橋渡し研究（TR：Translational Research）や逆橋渡し研究を行う場としてのがん研究拠点が重要です。海外でも、テキサスのMDアンダーソンがんセンターやニューヨークのスローンケタリングがんセンターなど、大規模ながん研究拠点が存在して治療と研究に多大な成果を挙げておりますが、がん研究会も我が国において重要ながん研究拠点を目指しております。

この研究を遂行するに当たっては、文部科学省科学研究費を初めとする公的な競争的研究資金が中心となり、試薬をはじめとする消耗品や人件費を賄っております。JKAの補助事業は、がん研究会の研究系全体で共通に使用するある程度一定以上の規模を持った機器を整備するのに非常に役立っております。補助事業で整備した機器を用いた成果をご紹介します。

一つ目は、研究所の生化学部で最近出した動物個体内のがん細胞の細胞周期可視化する研究成果です。ここでは、早い細胞分裂を示すがん細胞の特性を利用して、細胞の分裂周期の状態を緑と赤の蛍光色素で示す仕組を開発しました。この研究では、平成20、23年度に補助していただいた遺伝子導入経時変化システムと顕微鏡オートフォーカスコントローラーが蛍光色素を時間経時的に逐一、詳細に観察するために極めて有効でした。

2つ目は、がんの発生進展と細胞老化という研究です。私たちが老化するのと同じように個々の細胞自身も分裂回数が進むにつれて老化していきますが、そのこと自体は逆にがんの発生を抑制させております。がんが進展して行く過程で、細胞老化が回避される現象が生じますが、その時にどのような遺伝子が動いているかを網羅的に解析するのに、平成23年度に補助していただいたパーソナルマイクロアレイシステムが非常に役立っております。

最後に、がん研の新しいがん治療薬についてお示しします。最近のがん治療では、分子標的治療薬が重視されております。従来のがん剤は、特異性が低く、がん細胞だけでなく正常細胞も殺してしまうため、副作用の強いことが難

点でした。これに対して、分子標的治療薬はがんの特異的に起こっている異常を標的として捉えますので、正常細胞に対する毒性は低く抑えられます。がんの特異的である分子を標的にした治療薬を開発するために、世界中の研究者が努力をしています。

最近がん化学療法センターでは、2つの薬剤を開発しております。一つは基礎研究部が開発したアグルス阻害剤であり、もう一つは分子薬理部が開発したPI3K阻害剤であるZSTK474です。後者については、2011年1月からアメリカでPhase IIの臨床試験を開始されております。これまでに、ネズミの皮下に植えた腫瘍に対する効果が検討され、脳腫瘍や前立腺がんに対する効果が実際に証明されております。また、X線照射との併用効果や血管新生阻害効果も証明されております。平成20年度に導入いたしました組織酸素分圧測定装置は、動物の皮下腫瘍の実験系評価に非常に役立ちました。平成23年度に導入した細胞外フラックスアナライザーは、がん細胞の薬剤感受性を評価するのに非常に役立っております。

このように、これまでに補助をいただいた整備機器ががん研究の新しいがん治療薬の開発に役だっております。ありがとうございました。

[公益財団法人 がん研究会のプレゼンテーション終了]

委員長： それでは、以上で予定した議事をすべて終了いたしましたので、締めくくりは、事務局でお願いいたします。

事務局坂井： それでは次回委員会のスケジュールでございますが、平成25年度の補助事業の応募状況と査定方針、それから平成23年度のJKA評価結果報告を予定しております。日程につきましては現在10月下旬10月29日の週か11月5日の週で後程調整させていただきますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

委員長： はい、ありがとうございます。それでは、閉会にしてよろしいでしょうか。長時間にわたりましたがご協力ありがとうございました。以上をもちまして、閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。